

北海道表彰事務取扱要領

平成10年4月1日人事第40号総務部長通達
一部改正…平成10年8月28日人事第538号
一部改正…平成10年9月1日人事第554号
一部改正…平成11年4月1日人事第39号
一部改正…平成11年7月23日人事第403号
一部改正…平成12年3月31日人事第1154号
一部改正…平成13年4月1日人事第1179号
一部改正…平成13年5月10日人事第167号
一部改正…平成14年3月28日人事第1077号
一部改正…平成15年3月25日人事第1177号
一部改正…平成16年3月25日人事第10892号
一部改正…平成16年5月18日人事第272号
一部改正…平成17年3月28日人事第1693号
一部改正…平成18年3月31日人事第2126号
一部改正…平成20年4月30日人事第239号
一部改正…平成21年3月30日人事第2041号
一部改正…平成22年3月29日人事第2110号
一部改正…平成24年3月27日人事第2257号
一部改正…平成25年3月28日人事第2230号
一部改正…平成25年6月28日人事第594号
一部改正…平成26年3月28日人事第2360号
一部改正…平成27年3月24日人事第2409号
一部改正…平成28年3月31日人事第2733号
一部改正…平成30年3月28日人事第2530号
一部改正…令和2年5月7日人事第258号
一部改正…令和3年3月29日人事第2569号

第1 趣 旨

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号。以下「規則」という。）に基づく本庁の各部局が所管する表彰事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（表彰状による表彰）

第2 表彰の基準等

- 1 表彰の対象は、原則として生存者とする。ただし、前回の表彰決定後に死亡した者で、特に功績が顕著な者については表彰の対象とすることができる。
- 2 表彰の種類、表彰の基準及び表彰者数は、別表第1のとおりとする。ただし、在職（従事）年数の換算率、通算方法等の細部の審査基準は所管部局において定めるものとする。

なお、基準年数に満たなくとも、近似の年数であり、かつ、功績が対象者と同程度と認められる場合は対象にできるものとする。

- 3 前項の基準に該当するものであっても、次の各号の一に該当するものは、表彰

の対象としないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ない者
- (2) 刑事事件に関して、現に起訴されている者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から10年を経過しない者
- (4) 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- (5) 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者
- (6) その他表彰することが適当でない認められるもの

4 国の表彰等を受けた者は、原則として当該表彰等と同一の事績によっては表彰しないものとする。ただし、北海道功労賞については、この限りでない。

5 前各項に定める表彰の基準等により難しい場合は、事前に人事課給与服務担当課長に協議するものとする。

第3 表彰状を受けるものの審査等

1 人事課給与服務担当課長は、北海道功労賞を受けるべき個人又は団体については、北海道功労賞表彰候補者選考委員会の選考に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

2 文化振興課長又はスポーツ振興課長は、荣誉賞又は荣誉をたたえて（以下「荣誉賞等」という。）を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するとともに、人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

3 文化振興課長は、北海道文化賞又は北海道文化奨励賞（以下「北海道文化賞等」という。）を受けるべき個人又は団体については、北海道文化審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

4 科学技術振興課長は、北海道科学技術賞又は北海道科学技術奨励賞（以下「北海道科学技術賞等」という。）を受けるべき個人又は団体については、北海道科学技術審議会の意見に基づき、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

5 所管部局の課長は、北海道社会貢献賞、北海道産業貢献賞又は北海道善行賞を受けるべき個人又は団体があると認めるときは、別記様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

なお、課長による審査に代えて、所管部局ごとに選考委員会を設けて審査する

ことができるものとする。

- 6 スポーツ振興課長は、北海道スポーツ賞を受けるべき個人又は団体については、北海道スポーツ推進審議会の意見に基づき、別紙様式1の選考調書を作成し、表彰に係る功績等を審査するものとする。

第4 表彰状を受けるものの決定

- 1 次の各号に掲げる表彰を受けるものについては、知事が決定するものとする。

- (1) 北海道功労賞
- (2) 栄誉賞等
- (3) 北海道文化賞等
- (4) 北海道科学技術賞等

- 2 前項の各号以外の表彰を受けるものについては、原則として所管部局の長が決定するものとする。ただし、所管部局において、道政の重要施策への関連や時期の話題性等により、重要な表彰と認めるものについては、知事が決定するものとする。

第5 受賞者の公表

受賞者の公表に係る事務は人事課において行うこととし、所管部局の課長は、受賞者の決定後、速やかに別記様式2の受賞者決定通知書により人事課給与服務担当課長に報告することとする。

第6 旅費の支給

表彰を受けるものには、原則として旅費を支給しないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、人事課給与服務担当課長と協議の上、支給することができるものとする。

第7 受賞者台帳の整備

所管部局においては、受賞者の住所、氏名、主な経歴、表彰の事由その他必要と認める事項について台帳を作成し、備え置くものとする。

第8 表彰に係る要綱等の合議

所管部局において表彰事務に係る要綱等を制定し、又は改廃しようとする場合は

人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

(感謝状による表彰)

第9 所管部局

この要領に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関する事務は、当該贈呈の対象となる功績に係る事務を所管する部局において行うものとする。

第10 感謝状を受けるものの決定

- 1 感謝状を受けるものについては、所管部局において選考し、所管部局の長が決定するものとする。ただし、所管部局において、道政の重要施策への関連や時期の話題性等により、重要な感謝状と認めるものについては、知事が決定するものとする。

なお、新たに感謝状を贈呈する場合は、感謝状を受けるものについて所管部局において選考し、人事課給与服務担当課長に合議するものとする。

- 2 前年度に感謝状を贈呈したものの実績について、別記様式3により4月30日までに人事課給与服務担当課長に報告するものとする。

(賞状による表彰)

第11 所管部局

この要領に定めるもののほか、賞状の贈呈に関する事務は、当該贈呈の対象となる功績に係る事務を所管する部局において行うものとする。

第12 賞状の贈呈

- 1 新たに賞状を贈呈しようとする場合は、贈呈の趣旨及び賞状を受けるものの決定方法等について、人事課給与服務担当課長に合議するものとする。
- 2 賞状による表彰のうち、外部への出賞で、表彰の対象となる事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、出賞の対象とはしないものとする。
 - (1) 主催するものの営利を主眼とする事業又は公共の福祉に反すると認められる事業
 - (2) 個人が主催する事業

第13 賞状を受けるものの審査等

- 1 賞状を受けるもの（外部への出賞の場合を除く。）については、所管部局において表彰に係る功績等を審査し、所管部局の長が決定するものとする。ただし、所管部局において、道政の重要施策への関連や時期の話題性等により、重要な賞状と認めるものについては、知事が決定するものとする。
- 2 外部に出賞する場合においては、所管部局は賞状を受けたものについて、主催者から報告を受けるものとする。
- 3 前年度に賞状を贈呈したものの実績について、別記様式3により4月30日までに人事課給与サービス担当課長に報告するものとする。

第14 賞品又は賞金のみ贈呈による表彰

賞状に代えて賞品又は賞金を贈呈して表彰する場合には、第15の3の規定を準用する。

なお、この場合において、優勝旗、カップ、トロフィー等は、原則として持ち回りとする。

（その他）

第15 副賞

- 1 表彰状による表彰（荣誉賞等を除く。）の副賞の額は、次によるものとする。ただし、特にこれによりがたいと認められる場合は、人事課給与サービス担当課長と協議の上、当該副賞の額を増額することができる。

表 彰 の 種 類	副 賞 の 額
北 海 道 功 労 賞	100,000円
北 海 道 文 化 賞	80,000円
北 海 道 文 化 奨 励 賞	40,000円
北 海 道 科 学 技 術 賞	80,000円
北 海 道 科 学 技 術 奨 励 賞	40,000円
北 海 道 社 会 貢 献 賞	8,000円
北 海 道 産 業 貢 献 賞	8,000円
北 海 道 善 行 賞	8,000円
北 海 道 ス ポ ー ツ 賞	8,000円

- 2 荣誉賞等の副賞の額は、その都度知事が定める。
- 3 感謝状又は賞状による表彰の副賞の額は5,000円以内とする。ただし、特

にこれによりがたいと認められる場合は、人事課給与服務担当課長と協議の上、増額することができるものとする。

第16 表彰状等

- 1 表彰状、感謝状及び賞状は、別表第2のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合は、当該表彰状等の規格によらないことができる。
- 2 前項に定める表彰状等の用紙は、人事課において作成し、交付する。ただし、A2判の用紙はこの限りではない。

なお、表彰状等の浄書に係る事務は所管部局において行うものとする。

附 則（平成10年4月1日人事第40号）

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年8月28日人事第538号）

この要領は、平成10年8月28日から施行する。

附 則（平成10年9月1日人事第554号）

この要領は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日人事第39号）

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月23日人事第403号）

この要領は、平成11年7月23日から施行する。

附 則（平成12年3月31日人事第1154号）

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日人事第1179号）

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月10日人事第167号）

この要領は、平成13年5月10日から施行する。

附 則（平成14年3月28日人事第1077号）

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日人事第1177号）

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日人事第10892号）

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年 5 月 18 日人事第 272 号）

この要領は、平成 16 年 5 月 18 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日人事第 1693 号）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日人事第 2126 号）

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 30 日人事第 239 号）

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日人事第 2041 号）

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 29 日人事第 2110 号）

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日人事第 2257 号）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日人事第 2230 号）

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日人事第 594 号）

この要領は、平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日人事第 2360 号）

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日人事第 2409 号）

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日人事第 2733 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日人事第 2530 号）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 7 日人事第 258 号）

この要領は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日人事第 2569 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

表彰の基準及び表彰者数

所管部	経 済 部
-----	-------

表彰の種類	表彰の対象	表彰の基準	表彰者数
北海道社会貢献賞	障がい者雇用関係功労者	障がい者雇用優良事業所及び障がい者の雇用促進に貢献した団体又は個人で、その業績が顕著なもの (事業所、団体、個人) 10年以上	3
	建設雇用改善優良事業所	建設労働者の雇用改善に積極的な活動を展開し、その効果が顕著な中小建設事業所	4
北海道産業貢献賞	商工鉱業関係功労者	商工鉱業功労者 (個人) 20年以上 (鉱業(坑内)関係従業員については10年以上) (役員) 15年以上 (団体) 10年以上	60
	観光事業関係功労者	観光事業功労者 (個人) 20年以上 (役員) 15年以上 (団体) 10年以上	10
	労働関係功労者	認定職業訓練功労者	10年以上
		卓越した技能者	25年以上
北海道善行賞	優良勤労障がい者	障がい者の就職者で他の模範となるもの	4